

川口市プールの施設、維持管理及び水質に関する基準等を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、プールの施設、維持管理及び水質に関する基準並びにプールの設置及び管理に関し必要な事項等の行政指導の指針を定めることにより、公衆衛生の向上及び安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「プール」とは、貯水槽を設け、多数人に水泳をさせる施設のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校に設置されている施設以外のものをいう。

(使用開始届出等)

第3条 プール（貯水槽の容量が100立方メートル以上のものに限る。以下この条から第7条までにおいて同じ。）の設置者は、当該プールの使用を開始しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を様式第1号の届出書により市長に届け出るものとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は主たる事務所の所在地
- (3) プールの名称及び所在地
- (4) プールの構造設備等の概要
- (5) 通年プール（年間を通じて使用されるプールをいう。以下同じ。）又は季節プール（夏季等特定の期間に使用されるプールをいう。以下同じ。）の別
- (6) プールの使用開始年月日
- (7) プールの使用時間
- (8) 季節プールにあっては、予定使用期間
- (9) 管理責任者等の概要
- (10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者にプールの管理を行わせる場合にあっては、当該指定管理者の名称及びその代表者の氏名
- (11) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第4項に規定する運動施設としてのプール又は社会体育施設としてのプールにあっては、その旨

- (12) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の公的機関が設置する訓練用その他の特定の用途に使用されるプール（以下「特定用途プール」という。）にあっては、その用途
- 2 前項の規定は、季節プールの設置者が予定使用期間の終了後に新たに当該プールの使用を開始しようとする場合について準用する。
- 3 プールの設置者は、第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を様式第2号の届出書により市長に届け出るものとする。
- 4 プールの設置者は、第1項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに、様式第2号の届出書により市長に届け出るものとする。

（事前確認等）

第4条 市長は、前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第4項の規定による届出があったときは、当該プールの使用が開始されるまでの間に、当該職員に施設の現地調査を行わせ、プールの設置者その他の関係者に対する質問、関係書類の閲覧その他の方法により、当該プールの設置者がプールの維持管理その他の事項に関し第8条第1項本文に規定する基準及び同条第2項に規定する安全管理指針（以下「基準等」という。）に適合するよう必要な措置を講じているかどうかを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による施設の確認の結果、基準等に適合しない事項を認めるときは、当該プールの設置者に対し、当該事項の改善を様式第3号の指導票により指導するものとする。

（施設監視等）

第5条 市長は、第3条第1項の規定による届出のあったプールについて、その使用期間中に当該職員に施設監視を行わせ、プールの設置者その他の関係者に対する質問、関係書類の閲覧その他の方法により、当該プールの設置者がプールの維持管理その他の事項に関し基準等に適合するよう必要な措置を講じているかどうかを確認するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による施設監視の結果、基準等に適合しない事項を認める

ときは、当該プールの設置者に対し、当該事項の改善を様式第3号の指導票により指導するものとする。

(勧告)

第6条 市長は、第4条第2項又は前条第2項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお当該指導に係る事項が改善されないと認めるときは、必要に応じて、当該プールの設置者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(休場、再開又は廃止の届出)

第7条 プールの設置者は、連續して1月以上当該プールを休場し（季節プールにあっては、使用期間内において連續して1月以上当該プールを休場する場合に限る。）、若しくは休場後再開し、又は廃止しようとするときは、その休場、再開又は廃止の日の10日前までに、様式第4号の届出書によりその旨を市長に届け出るものとする。

(施設基準等)

第8条 プールの施設、維持管理及び水質の基準は、別表のとおりとする。ただし、貯水槽の容量が100立方メートル未満のプールについては、施設及び維持管理の基準並びに次項に規定する安全管理指針は、適用しない。

- 2 排（環）水口（プール水の排水口、循環ろ過のための取水口（吸水口）及び起流、造波、ウォータースライダー又は他のプールに循環供給するためのプール水の取水口をいう。以下同じ。）による吸い込み事故防止のために必要な事項については、前項本文に規定する基準のほか、市長が別に定めるプールの施設及び管理に関する指針（次条において「安全管理指針」という。）によるものとする。
- 3 プールの設置者は、プールの使用に係る公衆衛生の向上及び安全の確保を図るため、その適用される基準等の遵守に努めるものとする。

(適用除外)

第9条 特定用途プールについては、安全管理指針並びに別表第1号ア(イ)、(エ)及び(カ)、同号ウ(ア)、(ウ)及び(オ)、同表第2号ア(エ)、同号ウ(ア)、(ウ)及び(エ)並びに同号エ(イ)、(カ)及び(コ)に定める基準は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、埼玉県プールの安全安心要綱（昭和49年埼玉県告示第737号）の規定により埼玉県知事又は埼玉県保健所条例（昭和25年埼玉県条例第42号）により設置された保健所の長に対してなされている届出で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この告示の相当規定により市長に対してなされた届出とみなす。

別表（第8条関係）

(1) プールの施設基準

ア プールの構造設備の基準

(ア) プール本体

- a 不浸透性材料を用い、給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造設備とすること。
- b 利用者が見やすいようにプール本体の規模に応じて適当な数の水深表示を行うこと。

(イ) プールサイド及び通路

- a プールサイドは、プール本体の大きさ、利用者数等を考慮し、十分な広さを有し、不浸透性材料を用い、その水際の部分は、滑り止めの構造とすること。

- b 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。

(ウ) 給水設備

- a 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流を防止するため、吐水口空間を設ける等の措置を講ずること。
- b 常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるように専用の量水器等を設けること。

(エ) 排（環）水口

吸い込み事故を未然に防止するため、排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定するとともに、配管の取付け口に吸い込み防止金具を設置

する等二重構造の安全策を施すこと。ただし、排（環）水口が多数あり、かつ、個々の排（環）水口にかかる吸水圧が弱く、そのうちの1つの排（環）水口を利用者の体で塞いだ場合であっても、吸い込み又は吸い付きを起こさないこと及び幼児であっても確実かつ容易に排（環）水口から離れることができる事が明らかである等構造上の瑕疵による吸い込み又は吸い付きの事故の発生の危険性がないものについては、この限りでないこと。

(オ) 消毒設備

- a プール水の消毒は、原則として、塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとし、かつ、プール水の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合にあっては、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度（以下「二酸化塩素濃度等」という。）が均一になるよう注入口数及び注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるような設備を設けること。
- b 液体塩素等の消毒剤等による危害を防止できる構造設備とすること。
- c 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。
- d オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(カ) 净化設備

- a プールには、原則として、消毒設備のほかに循環ろ過方式等の净化設備を設けることとし、净化設備の能力は、利用者のピーク時においても净化の目的が達せられるように設定すること。
- b 循環ろ過方式の净化設備
 - (a) 净化設備の能力は、プール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量に対し1時間当たり6分の1以上の処理が可能であることとし、夜間に净化設備を停止するプールにあっては、1時間当たり4分の1以上の処理が可能であること。
 - (b) ろ過装置の出口には、処理水質を検査するための採水栓又は測定装置を設けることとし、ろ過装置の出口における処理水の濁度が0.5

度以下（0．1度以下が望ましい。）となる能力を有すること。

- c 取水口等は、できるだけプール水の水質が均一になる位置に設けること。

(イ) オーバーフロー水の再利用設備

- a オーバーフロー水を再利用する場合は、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。
- b オーバーフロー溝を設ける場合であって、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(カ) プール等の区画区分

複数のプールが設置される等多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、事故防止のため、プール、プールサイド等は、利用形態等に応じて、安全に区画区分できる構造であること。

(ケ) 適用除外

温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な温泉水が流入し、清浄を保つことができるものについては、(オ) 及び(カ) に定める基準の一部を適用しないことができること。

イ 附帯設備の基準

(ア) 更衣室

男女を区別し、双方及び外部から見通せない構造とするほか、利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管できる設備を設けること。

(イ) 洗浄設備

- a シャワー等の洗浄設備を設けること。
- b 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、かつ、通過式洗浄設備とする等プールの利用者が遊泳前に効果的に洗浄でき、容易に排水ができる構造設備とすること。
- c 原則として、シャワー水等洗浄設備で用いた水をプール水として再利用しない構造とすること。

(ウ) 便所

- a 男女別に、利用者数に応じ十分な数を設置すること。
- b 便所の床は、不浸透性材料を用い、原則として、水洗式の構造設備とすること。
- c 衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗いを設置すること。

(エ) うがい設備、洗面設備及び洗眼設備並びに上がり用シャワー

- a プールサイドに、うがいができる、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。
- b 洗面設備及び洗眼設備並びに遊泳終了者が衛生的に使用できる上がり用シャワーを設置すること。
- c うがい設備、洗面設備及び洗眼設備並びに上がり用シャワーは、衛生的な管理ができる、かつ、衛生的に使用できる設備とともに、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要数を設置し、かつ、飲用に適する水が供給されるものであること。

(オ) 換気設備

屋内プールにあっては、二酸化炭素の含有率を0.1パーセント以下に維持できる能力を有する換気のための構造設備を設けるとともに、効果的な換気ができるよう、吸気口及び排気口の位置について適切な配慮をすること。

(カ) 照明設備

屋内プール又は夜間に使用する屋外プールにあっては、水面及びプールサイドの照度が100ルクス以上になるような照明設備を設けること。ただし、水中照明を設ること、出入口や水深等の表示が見えるようにすること等によりプール内及びプールサイドの安全措置が十分に講ぜられている場合は、この限りでないこと。

(キ) くず籠

適当な場所に十分な数を備えること。

(ク) 資材保管管理設備

プールの維持管理に用いる消毒剤、測定機器等の必要な資材を適切に

保管管理するための設備を設けること。

ウ その他の設備の基準

(ア) 監視所等

- a 遊泳者の事故防止及び安全確保のため、プールの水域全体が見渡せるよう監視所又は監視設備を設けること。
- b 緊急時に直ちに対処できるように適當な数の救命具、救急薬品等を備えること。

(イ) 採暖室及び採暖槽

プールに附帯して採暖室又は採暖槽を設ける場合は、衛生的に管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。

(ウ) 遊技設備等

遊技設備等を設ける場合は、危険防止のため、適切な構造設備のものとすること。

(エ) 観覧席

観覧席を設ける場合は、その出入口を遊泳者のものと区別し、かつ、プールサイドとは、柵等で区画すること。

(オ) 掲示設備

利用者の注意事項、利用時間、プールの見取図等を掲示する設備を入口その他利用者の見やすい場所に設けること。

(2) プールの維持管理基準

ア プール本体、附帯設備その他の設備の維持管理基準

(ア) 施設の清掃

- a プール本体、附帯設備その他の設備は、常に清潔に、かつ、使用に適する状態に維持すること。
- b プールサイド、更衣室（ロッカーを含む。）、便所その他利用者が使用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに隨時点検を行うこと。

(イ) 点検整備等

季節プールにおいては、使用期間の前後に十分な清掃並びに設備の点検及び整備を行うこととし、通年プールにおいては、日常の清掃並びに

設備の点検及び整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

(ウ) 換気設備

- a 屋内プールにあっては、屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が0.1パーセントを超えないこととし、2月以内ごとに1回、定期的に測定を行うこと。
- b 空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、プールサイド、居室等施設内の適切な場所を選び、床上75センチメートル以上120センチメートル以下の位置において検知管方式による炭酸ガス検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこととし、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。
- c 基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。

(エ) 排（環）水口の確認

- a 排（環）水口の金網や格子鉄蓋等が正常な位置にあることを確認すること。
- b 触診、打診等により、金網等の欠損又は変形がないこと及びそれらを固定しているネジ、ボルト等の固定部品の欠落又は変形がないこと等を確認し、必要に応じて交換する等の措置を講ずること。

(オ) 消毒剤等の管理

- a 消毒剤、遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬、測定機器等は、経時変化や温度による影響などを考慮して適切に管理し、その機能の維持等に十分注意すること。
- b 使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。
- c プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスが漏れること等による危害を防止するため、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法等関係法規の規定を遵守し、適切に管理すること。

(カ) 循環系統の管理

- a プール水の循環系統は隨時清掃し、常に清浄を保つこと。
- b 新規補給水量を常に把握し、新規補給水と循環水の割合に注意すること。
- c オーバーフロー水を再利用する場合には、十分な浄化及び消毒を行うこと。

(キ) 洗浄水の温度

シャワー水等に用いる洗浄水については、利用者が快適かつ効果的に洗浄できるように、温水を使用する等温度を適切にすること。

(ク) 排水

プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮すること。

(ケ) 使用時間終了後の点検等

プールの使用時間の終了後は、直ちにプール設備及び附帯設備を点検し、異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないような措置を講ずること。

(コ) エアロゾルを発生させやすい設備等の管理

- a 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。
- b レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

イ プール水の管理

(ア) プール水

- a 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を次号に定める水質に保つこと。
- b 新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。
- c プール水の温度は、原則として、摂氏22度以上とすることとし、プ

ール内で均一になるように配慮すること。

(イ) 換水

- a 一度にプール水の全量を排水しその後水を張ることによりプール水の浄化を行う方式のプール（bにおいて「入替え式プール」という。）は、少なくとも 5 日に 1 回はプール水の全量を入れ替え、利用の状況等によっては、これより短い期間ごとに入れ替えるよう努めること。
- b 入替え式プールの全換水時には、汚染物を換水後のプール水に移行させないよう、排水後にプール本体を十分清掃するとともに、常に藻の発生防止に努めること。

(ウ) 凈化設備等の運転及び管理

- a 凈化設備は、原則として、1 日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を隨時行うとともに、浄化設備が運転時間内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間にやむを得ず運転を停止する場合には、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。
- b 循環ろ過方式による浄化設備のろ過装置の出口における処理水の濁度の検査を行うことにより、ろ過装置が正常に稼働していることを確認することとし、ろ過装置は、その出口における処理水の濁度が 0.5 度以下（0.1 度以下が望ましい。）となるよう維持管理すること。
- c 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。

(エ) 消毒

プール水は、常に消毒を行うこととし、遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合にあっては、二酸化塩素濃度等）がプール内で均一になるように管理すること。

(オ) 水質検査

- a 遊離残留塩素濃度又は二酸化塩素濃度等について、毎日午前中 1 回以上及び午後 2 回以上の測定（このうち 1 回は、遊泳者数のピーク時に測定することが望ましい。）を行うこと。
- b 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌について、毎月 1 回以上の測定を行うこと。

- c　総トリハロメタンについて、毎年1回以上、通年プール及び夏季に使用される季節プールにあっては6月から9月までの時期、それ以外のプールにあっては水温が高めの時期に測定すること。
- d　定期的に行うこととし、利用者が多数である場合等汚染負荷が大きい場合には、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- e　水質検査の試料を採水する地点は、長方形のプールでは原則として、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3箇所以上の水面下20センチメートル及び循環ろ過装置の取水口付近とすること。その他の形状のプールでは、これに準じ、プールの形状に応じて適切な地点を選ぶこと。
- f　水質検査の結果については、様式第5号の報告書により速やかに市長に報告すること。ただし、毎日行う遊離残留塩素濃度等の検査の結果については、この限りでないこと。

(カ) 水質検査不適合時の措置

- a　遊離残留塩素濃度が1リットル中に0.4ミリグラムを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加する等により遊離残留塩素濃度を1リットル中に0.4ミリグラム以上としてから遊泳を再開すること。
- b　二酸化塩素を消毒に用いる場合におけるaの適用については、a中「遊離残留塩素濃度」を「二酸化塩素濃度」と、「0.4ミリグラム」を「0.1ミリグラム」と、「塩素剤」を「二酸化塩素」とする。
- c　二酸化塩素を消毒に用いる場合において、二酸化塩素濃度が1リットル中に0.4ミリグラムを超えたとき、又は亜塩素酸濃度が1リットル中に1.2ミリグラムを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。
- d　水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ることとし、一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤又は二酸化塩素の濃度の管理にも十分留意して改善を図ること。

- e 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が1リットル中に0.4ミリグラムを下回ったときはaの措置を講じ、1リットル中に0.4ミリグラム以上であったときは大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。
- f 二酸化塩素を消毒に用いる場合におけるeの適用については、e中「遊離残留塩素濃度」を「二酸化塩素濃度」と、「0.4ミリグラム」を「0.1ミリグラム」とする。

ウ 管理責任者等

(ア) 管理責任者

プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。

(イ) 衛生管理者

- a プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。
- b 衛生管理者は、プールにおける安全及び衛生についての知識及び技能を持つ者を充てること。
- c プールの規模等の実情に応じ、管理責任者と衛生管理者は、同一の者が兼ねることができること。

(ウ) 監視員

監視所又は監視設備により、プールの水域をもれなく監視する監視員を置くこと。

(エ) 救護員

- a 救護員をプール内、プールサイド又は周辺の適当な位置に相当数配置すること。
- b 救護員には、応急救護の訓練を受けた者を充てること。
- c スイミングクラブ等においては、プール内又はプールサイドにいる当該スイミングクラブ等の指導者を救護員の一部とみなすことができるこ。
- d 救護員は、プールの全域の安全確保に配慮すること。
- e 救護員には、監視員を充てできること。

エ 管理責任者等の遵守事項

(ア) 遊泳禁止者等

- a 遊泳を通じて人から人に感染するおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがある者には、遊泳させないこと。
- b 単独での遊泳が困難な者には付添者を求めること。

(イ) 掲示

利用者の注意事項、利用時間、プールの見取図等を入口その他利用者の見やすい場所に掲示すること。

(ウ) 利用者数

- a 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
- b 利用者数は、プールの構造設備に見合ったものとし、利用者の安全や衛生が損なわれるおそれのある場合には、利用者数の制限等必要な措置を講ずること。

(エ) 利用者に対する指示事項

- a 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれのある物をプールに持ち込ませないこととし、飲食物等をプールサイドに持ち込む場合には、プール及びプールサイドを汚染しないようにさせること。
- b 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を徹底させること。排便等によりプールサイドを離れた場合も、同様とする。
- c オーバーフロー溝を設けている場合を除いて、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。

(オ) 衣類等の保管

遊泳者等が衣類及び携帯物を安全かつ衛生的に保管できるように留意すること。

(カ) プール等の利用の区分

複数のプールが設置されるなど多様な年齢層の利用や多様な利用形態が見込まれる場合には、事故防止のため、プール、プールサイド等を利用形態等に応じて、区画区分して利用させること。

(キ) 日誌

プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録すること。

(ケ) 報告等

- a プールに起因する疾病等が発生した場合は、直ちに市長に報告すること。
- b 事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに、速やかに市長に報告すること。

(ケ) 貸与品等の管理

- a 水着その他直接身体に触れる物で遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。
- b 不特定多数の者が使用する物は、衛生的に管理を行うこと。

(コ) 従業者の訓練等

- a 事故に備えて従業者の訓練を行うとともに、緊急時の連絡、対応等を定めた手引書を作成しておくこと。
- b 連携する医療機関を定めておくこと。

(3) プール水の水質基準

ア 水素イオン濃度

pH値5.8以上8.6以下であること。

イ 濁度

2度以下であること。

ウ 過マンガン酸カリウム消費量

1リットル中に12ミリグラム以下であること。

エ 遊離残留塩素濃度等

(ア) 塩素剤を消毒に用いる場合には、プール内の遊離残留塩素濃度は、1リットル中に0.4ミリグラム以上（1.0ミリグラム以下であることが望ましい。）であること。

(イ) 二酸化塩素を消毒に用いる場合には、プール水の二酸化塩素濃度は、1

リットル中に0.1ミリグラム以上0.4ミリグラム以下であることとし、亜塩素酸濃度は、1リットル中に1.2ミリグラム以下であること。

オ 大腸菌

検出されないこと。

カ 一般細菌

1ミリリットル中に200コロニー・フォーミング・ユニット以下であること。

キ 総トリハロメタン

1リットル中におおむね0.2ミリグラム以下が望ましいこと。

ク 水質基準に係る検査方法

(ア) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。

(イ) 遊離残留塩素濃度及び二酸化塩素濃度等の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。

(ウ) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に規定する検査方法によること。

ケ その他

(ア) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、アからキまで（エ(イ) を除く。）に定める基準を適用すること。

(イ) 温泉水を原水として使用するプールであって常時清浄な温泉水が流入し清浄を保つことができるものについては、エに定める基準を適用しないことができることとし、原水である温泉水の性状によっては、アからウまで、カ及びキに定める基準の一部を適用しないことができること。